

Ⅲ. シンガポール

1. 商標法の動向等

シンガポールでは、2000年10月31日からマドリッド協定議定書（以下、「議定書」という。）が発効している。

シンガポールでは、国内法として、シンガポール商標法（以下、「商標法」という。）（1999年1月15日施行）が存在する。また、国内の商標登録出願の取扱いについて規定したシンガポール商標規則（以下、「商標規則」という。）が存在する。

シンガポールを領域指定した国際登録出願の取扱いについては、商標規則とは別に、シンガポール商標国際登録規則（以下、「商標国際登録規則」という。）が存在する（商標法54条）。

いずれも、英文については、シンガポール政府が提供する Singapore Statutes Online¹から、日本語訳については、日本国特許庁が提供する諸外国の法令・条約等のウェブサイト²から閲覧することができる。

2. 商標等の定義

商標（trade mark）とは、図形的に表示（being represented graphically）することができ、かつ、ある者が業として取り扱う又は提供する商品又は役務（「サービス」を意味する。以下、同様とする。）と、その他の者が同様に取り扱う又は提供する商品又は役務とを区別することができる標章をいう（商標法2条(1)）。

ここで、標章とは、文字、単語、名称、署名、数字、図形、ブランド、標題、ラベル、値札、形状、色、包装の外観又はこれらの組合せを含む概念である（商標法2条(1)）。

シンガポールにおける国際商標（international trade mark (Singapore)）とは、マドリッド議定書に基づきシンガポールにおいて保護を与えられている商標又は大臣

¹ Singapore Statutes Online (シンガポール政府): <https://sso.agc.gov.sg/> (アクセス確認: 2019年1月17日)

² 諸外国の法令・条約等 (日本国特許庁): https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm (アクセス確認: 2019年1月17日)

がシンガポールにおける国際商標として定める商標をいう（商標法 2 条(1)）。

団体標章 (collective marks) とは、団体の構成員が業として取り扱う又は提供する商品又は役務に関して、当該商品又は役務と、団体の構成員でない者が同様に扱う又は提供する商品又は役務とを区別するために使用される又は使用されることを意図する標章をいう（商標法 2 条(1)、同 60 条(1)）。

証明標章 (certification marks) とは、次の商品又は役務、すなわち、(a) 業として取り扱われる又は提供されるもの、及び、(b) 原産地、材料、商品の製造方法又は役務の履行方法、品質、精度その他の特徴に関して証明標章の所有者が証明したものを、業として取り扱われ又は提供されたが同様に証明されていないその他の商品又は役務と区別するために用いる又は用いることを意図する標章をいう（商標法 2 条(1)、同 61 条(1)）。

3. 出願時の留意点（方式要件等）

国際登録出願においてシンガポールを領域指定する場合、次の点に留意する。

(1) 保護の対象となる標章

シンガポールでは、保証標章 (guarantee marks) 以外の標章が、保護され得る。

(2) 標章の説明に関する要件

標章が、立体標章 (3D marks)、包装の外観 (aspect of packaging)、色彩のみからなる標章 (color marks)、音響標章 (sound marks)、動き標章 (movement marks)、ホログラム (holograms) の場合は、その標章の説明を記載しなければならない。

特に、次の標章については、個々の要件に留意する。

- ・標章が立体標章又はホログラムの場合は、その標章の全ての特徴が明確となるように、様々な角度からの描写が求められる。
 - ・標章が音響標章の場合は、当該標章についての説明を記載しなければならない³。
- なお、当該記載が不十分であると審査官が判断した場合、暫定的拒絶通報がな

³ 音響標章についての説明は、MM2(E)第 9 欄(e)にて行う。

される。また、音響標章の場合、シンガポール知的財産庁 (IPOS) に対して、音響データを提出する必要がある。音響データについては、暫定的拒絶通報への応答の際に提出することができるが、暫定的拒絶通報がなされる前に、名義人が自発的に提出することも可能である⁴。

- ・標章が色彩のみからなる標章の場合は、色彩についての説明を記載しなければならない⁵。また、色彩のみからなる標章が、2色以上から構成されている場合は、各色の全体のバランスについても説明する必要がある。なお、国際的に認知されているカラーコード表による色の指定は、義務ではないが、推奨されている。
- ・標章が動き標章の場合は、標章が、①標章の使用状態に対応した順序による一連の静止画像群及び②当該静止画像群によって表現される標章の性質を説明する記載によって、表現されていなければならない⁶。

(3) 団体標章及び証明標章に関する追加的要件

国際登録出願の名義人(以下、「名義人」という。)は、団体標章(collective marks)出願又は証明標章(certification marks)出願を行う場合、当該国際登録出願の出願日から9月以内に、書式 TM10⁷及び標章の使用を規定する規則を、所定の手数料(1出願当たり340シンガポールドル⁸)とともに提出しなければならない(商標規則63(a)(b)、商標法附則1.6(2)、附則2.7(2))。

当該規則については、英語で提出される必要がある。なお、要約の提出のみでは要件を満たすとは判断されず、当該規則の全文についての英訳が求められる⁹。

出願後に当該規則が修正された場合、名義人は、再度、TM10及び修正後の規則の写しを、所定の手数料(70シンガポールドル)とともに提出しなければならない(商標規則64(1)(2)、同66(1)(2))。なお、当該提出の効力は、審査官により認められるまでは、生じない(商標法附則1.10(1))。

⁴ 現地代理人から得た情報に基づき、作成

⁵ 色彩についての説明は、MM2(E)第8欄及び/又は第9欄(e)にて行う。

⁶ 標章が動き標章の場合の説明は、MM2(E)第9欄(e)にて行う。

⁷ FORM TM10: Filing or Amendment of Regulations Governing the use of a Collective Mark or Certification Mark

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/trade-mark-forms/form-tm10---otc.doc?sfvrsn=2> (アクセス確認: 2019年1月17日)

⁸ IPOS Trade Mark Resources: Forms & Fees → TM10

<https://www.ipos.gov.sg/resources/trade-mark> (アクセス確認: 2019年1月17日)

⁹ 現地代理人から得た情報に基づき、作成

(4) 分類

シンガポール知的財産庁 (IPOS) では、現行のニース国際分類 (Nice Classification) が適用されている。

また、シンガポール知的財産庁 (IPOS) では、ニース国際分類の類見出し (Class Headings) について、第 45 類「個々の需要に応じて、他人が提供する人的及び社会的サービス (personal and social services rendered by others to meet the needs of individuals)」を除く、全ての類見出しを認めている。

なお、分類の詳細について、シンガポール知的財産庁 (IPOS) は、CLASSIFICATION OF GOODS AND SERVICES¹⁰を提供している。

また、許容される指定商品及び指定役務の用語については、WIPO 国際事務局が提供する Madrid Goods and Services Manager (MGS)¹¹にて確認することができる。

(5) 標章の使用意思

シンガポールにおいては、標章の使用意思が求められる。名義人は、国際登録出願願書 (様式 MM2(E)¹²) 又は事後指定 (様式 MM4(E)¹³) にて指定された情報を提供する必要がある¹⁴。

(6) 文字

標章が、ローマ字以外の文字又は英語以外の言語による単数又は複数の語を含む又はそれらから構成されている場合、名義人は、審査官から以下の事項を要求される可能性がある (商標国際登録規則 11(2A))。

- ・当該用語についての英語の翻訳 (English translation) 及び／又は音訳 (transliteration) の提出 (商標国際登録規則 11(2A)(a))
- ・翻訳又は音訳に関して、当該用語が属する言語の表示 (商標国際登録規則 11(2A)(b))

¹⁰ CLASSIFICATION OF GOODS AND SERVICES
https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/infopacks/tm_work-manual_18-icgs_aug2018.pdf (アクセス確認: 2019年1月17日)

¹¹ MGS(WIPO): <https://webaccess.wipo.int/mgs/> (アクセス確認: 2019年1月17日)

¹² MM2(E): APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION GOVERNED EXCLUSIVELY BY THE MADRID PROTOCOL https://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/forms/docs/form_mm2-editable1.pdf (アクセス確認: 2019年1月17日)

¹³ MM4(E): DESIGNATION SUBSEQUENT TO THE INTERNATIONAL REGISTRATION
https://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/forms/docs/form_mm4-editable1.pdf (アクセス確認: 2019年1月17日)

¹⁴ 様式 MM2(E)又は MM4(E)において、指定締約国欄にチェックすることで、使用する意思を宣言することになる。

(7) 国籍

シンガポールにおいては、実務上、名義人の国籍についての記載が求められる¹⁵。なお、当該記載が不十分であると審査官が判断した場合、暫定的拒絶通報がなされる場合がある¹⁶。

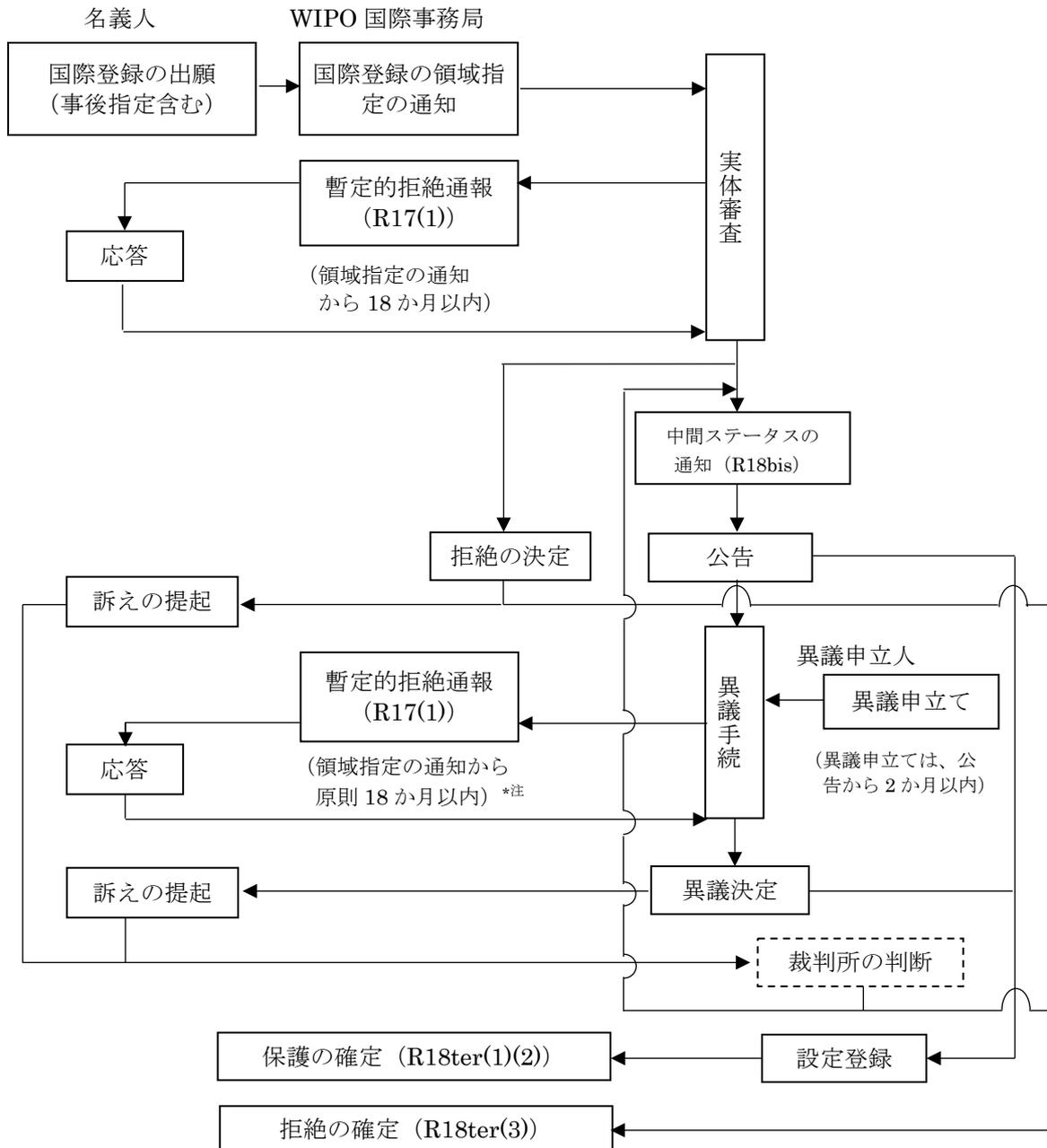
¹⁵ 国籍についての記載は、MM2(E)第2欄(f)にて行う(現地代理人から得た情報)。

¹⁶ 現地代理人から得た情報に基づき、作成

4. 審査

(1) 実体審査の概略

シンガポール知的財産庁 (IPOS) における実体審査の概略は、次のとおりである。



※注: R16(1)・・・標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則（以下、「議定書共通規則」という。）16(1)の例外適用あり

※ R17(1)・・・議定書共通規則 17(1)
 R18bis・・・議定書共通規則 18 の 2
 R18ter(1)(2)(3)・・・議定書共通規則 18 の 3(1)(2)(3)

シンガポール知的財産庁 (IPOS) は、WIPO 国際事務局からシンガポールを指定する国際登録の通知を受領した場合、当該国際登録が仮に国内法に基づく国内出願として出願されていたのであれば、商標法及び商標規則に定める登録要件（以下、「商標国際登録規則 5 の要件¹⁷」という。）を満たすか否かについて、審査を行う（商標国際登録規則 11(1)、同 5(1)(2)）。なお、原則として、商標規則の所定の規定が準用又は適用される（商標国際登録規則 34）。

審査官は、先の商標についての調査を、自己が必要と認める範囲において行うことができる（商標国際登録規則 11(2)）。

審査官は、国際登録が、商標国際登録規則 5 の要件を満たしていない又は指定商品等の一部についてのみ満たしていると認める場合には、WIPO 国際事務局へ暫定的拒絶通報を行う（商標国際登録規則 11(3)）。なお、暫定的拒絶通報においては、名義人に対し、意見陳述を行うことのできる期間¹⁸が定められる（商標国際登録規則 11(4)）。

審査官は、国際登録が、その全部又は指定商品等の一部について商標国際登録規則 5 の要件を満たしていると判断した場合は、国際登録の詳細を商標公報 (Trade Marks eJOURNAL) に公告する（商標国際登録規則 12）。なお、商標公報は、シンガポール知的財産庁 (IPOS) が提供する IP2SG¹⁹からダウンロードすることができる。

なお、実体審査（商標国際登録規則 5 の要件の審査）の終了後、シンガポール知的財産庁 (IPOS) は、WIPO 国際事務局に対し、当該国際登録の中間ステータス (Interim Status) を通知する（議定書共通規則 18 の 2）

公告後、何人も当該公告から 2 か月以内に異議申立てを行うことができる（商標国際登録規則 13(1)）。

審査官は、異議申立てがなされた場合には、公告から 5 か月以内に WIPO 国際事務局に対し、異議申立てに関する事項を記載した暫定的拒絶通報を行う（商標国際登録規則 13(6)）。

¹⁷ 詳細は、本報告書「Ⅲ.シンガポール 4.審査(2) 審査内容」を参照

¹⁸ 詳細は、本報告書「Ⅲ.シンガポール 4.審査(4) 暫定的拒絶通報の期間」を参照

¹⁹ IP2SG(IPOS): Trade Marks eJOURNAL

<https://www.ip2.sg/RPS/WP/Publications/TradeMarks.aspx> (アクセス確認: 2019 年 1 月 17 日)

暫定的拒絶通報が、シンガポール知的財産庁（IPOS）から WIPO 国際事務局に対し所定の期間内に行われなかった場合又は暫定的拒絶通報が撤回された場合には、当該国際登録はシンガポールにおいて保護される（商標国際登録規則 17(1)(a)(i)(ii)(iv)、同(b)）。

暫定的拒絶通報が指定商品等の一部のみに行われ、かつ、名義人が応答期間内に意見陳述を行わない等²⁰の場合、拒絶されていない指定商品等については、シンガポールにおいて保護される（商標国際登録規則 17(1)(a)(iii)）。

国際登録の領域指定について、一度も暫定的拒絶通報が行われないうまま保護が確定した場合、シンガポール知的財産庁（IPOS）は、WIPO 国際事務局に当該国際登録の領域指定について保護が認められた旨、通報する（議定書共通規則 18 の 3(1)²¹、商標国際登録規則 32）。なお、WIPO 国際事務局は、当該通知を記録するとともに、名義人に通知する。

シンガポール知的財産庁（IPOS）は、拒絶にかかる手続が完了した場合、当該国際登録の領域指定の保護が、全ての商品及び役務について拒絶されるか、全ての商品及び役務について保護されるか、又は一部の商品及び役務について保護されるかを通知する（議定書共通規則 18 の 3(2)(3)、商標国際登録規則 32）。なお、WIPO 国際事務局は、当該通知を記録するとともに、名義人に通知する。

（2）審査内容

シンガポール知的財産庁（IPOS）は、商標国際登録規則 5 の要件として、国際登録が絶対的拒絶理由（商標法 7 条）又は相対的拒絶理由（商標法 8 条）に該当するか否かについての審査を行う（商標国際登録規則 11(1)）。

①絶対的拒絶理由（商標法 7 条）

（A） 次のものは、登録されない（商標法 7 条(1)）。

- ・ 商標（trade mark）の定義（商標法 2 条(1)）の要件を満たさない標章（商標法 7 条(1)(a)）

²⁰ 詳細は、本報告書「Ⅲ.シンガポール 4.審査(3) 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語）」を参照

²¹ 議定書共通規則 18 の 3(1)に基づく通知の発出については、マドリッド協定及び同協定議定書に基づく標章の国際登録に関するガイド(平成 30 年版)(日本語仮訳)(日本国特許庁): パート B 第 II 章:国際手続 26.01、26.02 及び 26.06 参照

https://www.ipa.go.jp/system/trademark/madrid/kisoku/document/mpro_guide/part_b2.pdf (アクセス確認: 2019 年 2 月 27 日)

- ・識別性のある特徴を欠く商標（商標法 7 条(1)(b)）
- ・取引において種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の製造若しくは役務の提供の時期又は商品若しくは役務のその他の特徴を示す役目を果たす標章又は表示で専ら構成される商標（商標法 7 条(1)(c)）
- ・通常の言語において又は善良かつ確立した取引慣習において、慣例となった標識又は表示のみで構成されている商標（商標法 7 条(1)(d)）

なお、出願前に行われた使用の結果、識別性のある特徴を実際に取得していた場合は、上記商標法 7 条(1)(b)(c)(d)に該当する場合であっても、登録は拒絶されない（商標法 7 条(2)）。

ただし、商標法 7 条(2)に該当する場合であっても、後述の商標法 7 条(7)(8)に該当する場合（商標がぶどう酒又は蒸留酒に関する地理的表示を含む場合等）、登録は拒絶される（商標法 7 条(7)）。

(B) 標章が、専ら次で構成される場合は、商標として登録されない（商標法 7 条(3)）。

- ・商品自体の性質に起因する形状（商標法 7 条(3)(a)）
- ・技術的成果を得るために必要な商品の形状（商標法 7 条(3)(b)）
- ・商品に実質的な価値を与える形状（商標法 7 条(3)(c)）

(C) 商標が、次の場合は、登録されない（商標法 7 条(4)）。

- ・公序良俗又は道徳に反する場合（商標法 7 条(4)(a)）
- ・公衆を欺瞞するような性質のもの（例えば、商品若しくは役務の性質、品質若しくは原産地に関して）（商標法 7 条(4)(b)）

(D) 商標は、その使用がシンガポールにおいて成文法又は法の支配により禁じられる場合、若しくは禁じられる範囲に及ぶ場合、登録されない（商標法 7 条(5)）。

(E) 商標は、その出願が悪意（bad faith）でなされた場合、若しくは悪意でなされた範囲に及ぶ場合、登録されない（商標法 7 条(6)）。

(F) 商標は、商標がぶどう酒又は蒸留酒に関する地理的表示を含み又はこれで構成され、地理的表示が示す場所が原産地でないぶどう酒又は蒸留酒との関連で使用されている又は使用を意図されている場合は、登録されない（商標

法 7 条(7))。

商標法 7 条(7)は、商標が場合によりぶどう酒又は蒸留酒の真正の原産地の表示、又は種類、型、様式、模造品、その他の表現を有する又はこれらを伴うか否かにかかわらず、かつ、地理的表示が当該商標において表現された言語とは無関係に、適用される（商標法 7 条(8)）。

なお、当該商標について、次のいずれかの期日前に出願が善意でなされた、又は名義人等が商標を業として引き続き使用した場合は、商標法 7 条(7)により登録を拒絶されることはない（商標法 7 条(9)）。

- ・ 1999 年 1 月 15 日前（商標法 7 条(9)(a)）
- ・ 該当する地理的表示がその原産国において保護される前（商標法 7 条(9)(b)）

また、該当する地理的表示が、その原産国において保護されなくなった場合又は不使用となった場合についても、商標法 7 条(7)により登録を拒絶されることはない（商標法 7 条(10)）。

(G) 商標は、商標法 56 条及び 57 条に定める以下の場合には、登録されない（商標法 7 条(11)）。

- ・ パリ条約同盟国の国旗（当該国の管轄当局の許可を得ている場合及び利用方法が許可を要しないと認められる場合を除く）からなり、又はこれを含む商標（56 条(1)）
- ・ パリ条約及び TRIPS 協定同盟国の紋章その他の国の記章（当該国の管轄当局の許可を得ている場合を除く）からなり、又はこれを含む商標（56 条(2)）
- ・ パリ条約及び TRIPS 協定同盟国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の記号・署名又は印章からなり、又はこれらを含む商標であって、その記号・署名又は印章が用いられるのと同じ又は類似の商品又は役務に使用するもの（模倣を含むが、同意を得ている場合を除く）（56 条(3)）
- ・ パリ条約又は TRIPS 協定同盟国が加盟している国際政府間組織の紋章、旗その他の記章又は名称及びその略称（模倣を含むが、同意を得ている場合、紋章等と国際機関の関係を公衆に示唆しない場合、名義人と国際機関の存在について公衆に誤認させない場合を除く）からなり、又はこれを含む商標（商標法 57 条(1)(2)）

(H) 商標は、大臣が定めた規則（商標法 7 条(12)）に反する等の以下の場合、登録されない（商標法 7 条(13)）。

- ・大統領の表示又はその紛らわしい模倣で構成される又は含む商標（商標規則 11）。
- ・次のもので構成される又は次のものを含む商標（同意を与える権利を有する者等から同意を得ている場合を除く）（商標規則 12）
 - －シンガポール共和国の紋章、大統領の紋章、王室若しくは陛下の紋章、頂飾、徽章若しくは記章又は前記のいずれかと誤認のおそれがある程に酷似している図形の表示（商標規則 12(a)）
 - －王室若しくは陛下の王冠又はシンガポール共和国の旗章又は王室若しくは陛下の旗章の表示（商標規則 12(b)）
 - －「王室の (Royal)」、「陛下の (Imperial)」、「大統領の (Presidential)」若しくは「シンガポール政府 (Singapore Government)」の語又は出願人が王室、陛下、大統領若しくはシンガポール政府の愛顧若しくは許可を得たことがあるか若しくは最近得ていると人々に思わせるような方法で使用される語、文字若しくは図形で、そのような事情があるか否かは問わない。（商標規則 12(c)）
 - －「赤十字 (Red Cross)」若しくは「ジュネーブ十字 (Geneva Cross)」の語、ジュネーブ十字若しくは赤十字の表示、スイス連邦国旗の赤地に白若しくは赤地に銀の十字の表示又は前記の何れかと類似する表示（商標規則 12(d)）
 - －「アンザック (ANAZC)」の語（商標規則 12(e)）
- ・いずれかの国、居住地、市、自治都市、町、地方、会、法人、政府組織、法定の委員会、協会又は人物の名称、頭文字、徽章、記章、階級章、装飾、旗章又は図形（同意を得ている場合を除く）からなり、又はこれを含む商標（商標規則 13(1)）
- ・人物名又はその表示（the name or representation of any person）（本人の同意を得ている場合又は最近死亡した者の場合はその者の法定代理人の同意を得ている場合又は同意を得ることが不可能又は非現実的であることを審査官が納得した場合を除く）からなり、又はこれを含む商標（商標規則 14(1)）

②相対的拒絶理由（商標法 8 条）

(A) 商標が先の商標と同一であり、商標登録が求められる商品又は役務が、先の商標の保護の対象である商品又は役務と同一である場合、当該商標は登録

されない（商標法 8 条(1)）。

(B) 次のことを理由に、公衆に混同を生じさせるおそれがある場合は、商標は登録されない（商標法 8 条(2)）。

- ・商標が先の商標と同一であり、先の商標の保護の対象である商品又は役務と類似する商品又は役務について登録しようとする事（商標法 8 条(2)(a)）
- ・商標が先の商標と類似しており、先の商標の保護の対象である商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について登録しようとする事（商標法 8 条(2)(b)）

(C) 2004 年 7 月 1 日以降²²になされた出願については、商標の全体又は要部がシンガポールにおいて広く知られている（well known）先の商標と同一又は類似しており、後の商標が指定商品又は役務について登録されると、(i) 当該商品及び役務と先の商標の商標権者との結びつきを示し、先の商標の商標権者の利益を害するおそれがある場合、又は(ii)先の商標がシンガポールにおいて著名であり、不公正な方法により先の商標の識別性の希釈化が生じ、又は先の商標の識別性から不当な利益を得ることとなる場合には、後の商標は、登録されない（商標法 8 条(4)）。

ただし、先の商標がシンガポールにて広く知られるようになる以前に出願されていた場合には、悪意で出願された場合を除き、登録され得る（商標法 8 条(5)）。

なお、商標の出願が悪意によるものか否かについて判断する際には、名義人が、出願時に先の商標の存在を知っている又はそう信じる理由があるか否かが考慮される（商標法 8 条(6)）。

(D) 次の理由によりシンガポールにおいて禁止された場合若しくは禁止された範囲に及んで、当該商標は登録されない（商標法 8 条(7)）。

- ・未登録商標又はその他の標章を業として使用することを保護する法規

²² 出願が 2004 年 7 月 1 日より前になされた場合には、以下の商標法 8 条(3)の要件により判断される。

- ・商標が先の商標と同一又は類似のものであり、かつ先の商標の保護の対象である商品又は役務とは類似しない商品又は役務について登録しようとする後の商標は、次の場合には登録されない(商標法 8 条(3))。
- ・先の商標がシンガポールで周知である場合(商標法 8 条(3)(i))
- ・後の商標の登録を求める商品又は役務に関する後の商標の使用が、その商品又は役務と先の商標の所有者との関係を示すと思われる場合(商標法 8 条(3)(ii))
- ・当該使用を理由に、公衆の側に混同を生じるおそれがある場合(商標法 8 条(3)(iii))
- ・先の商標の所有者の利益が当該使用により損なわれるおそれがある場合(商標法 8 条(3)(vi))

範（特に詐称通用の法律）による場合（商標法 8 条(7)(a)）

- ・商標法 8 条(1)、(2)、(3)及び(7)(a)にいうもの以外の先の権利による場合、特に著作権法及びその他の意匠の保護に係る法律による場合（商標法 8 条(7)(b)）

なお、相対的拒絶理由が存在する場合であっても、先の登録商標又は他の先の権利の所有者の同意がある場合、審査官は、自己の裁量で当該商標を登録することができる（商標法 8 条(9)）。

（3）暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語）

暫定的拒絶通報には、シンガポールを領域指定した国際登録出願の全体に対して行われる全部拒絶と、シンガポールを領域指定した国際登録出願の一部（例えば、一部の指定商品又は指定役務）に対して行われる一部拒絶が存在する。

暫定的拒絶通報が指定商品等の一部に対してのみ行われ、かつ、以下に該当する場合、拒絶されていない指定商品等については、シンガポールにおいて保護される（商標国際登録規則 17(1)(a)(iii)）。

- ・意見書提出期間内（商標国際登録規則 11(4)）に名義人が意見陳述を行わない場合
- ・答弁書提出期間内（商標国際登録規則 14(1)）に答弁書を提出しない場合
- ・名義人が当該意見陳述をなす若しくは答弁書を提出することを意図しない旨を審査官に通知した場合

なお、暫定的拒絶通報（議定書共通規則 17）は、英語で行われる。

暫定的拒絶通報の例は、次のとおりである²³。


IPOS
 INTELLECTUAL PROPERTY
 OFFICE OF SINGAPORE

In reply please quote our reference

Your reference : N.A.
 Our reference :
 Date :
 Writer's direct number :

} ・ 応答時の参照情報等

WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION
 INTERNATIONAL REGISTRATIONS DEPARTMENT
 34, CHEMIN DES COLOMBETTES, 1211 GENEVA 20
 SWITZERLAND

} ・ WIPO 国際事務局の名称、
担当部門の名称、住所

Dear Sir/Madam

NOTIFICATION OF PROVISIONAL REFUSAL OF PROTECTION TO THE INTERNATIONAL BUREAU OF THE WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION ACCORDING TO ARTICLE 5 OF THE PROTOCOL RELATING TO THE MADRID AGREEMENT CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF MARKS

} ・ マドリッド協
定議定書に基
づく国際登録
についての暫
定的拒絶の通
報である旨の
表示

1. **Office making the notification:**
Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)

2. **International Registration Number:** } ・ 国際登録番号

3. **Trade Mark Number(s) issued by the IPOS for this International Registration:** } ・ シンガポール出願番号
・ 区分
Trade Mark Number :
Class Number(s) :

4. **Name of holder of the International Registration:** } ・ 名義人名

5. **Ground(s) of the Provisional Refusal:**
Provisions of Singapore Law: The relevant provisions of Singapore law are attached.

5.1 **Translation/transliteration**

We note the Japanese characters in your trade mark and the translation and transliteration in the notification of international registration. However, under rule 11(2A) of the Trade Marks (International Registration) Rules, we require that you provide an English translation before your trade mark can be registered. We are also not able to understand the wording ""

which you have indicated and whether you are referring to in the mark.

} ・ 該当する拒絶
理由の説明

Ideas Today. Assets Tomorrow.

Intellectual Property Office of Singapore
 51 Bras Basah Road
 #01-01 Manulife Centre
 Singapore 189554

T +65 6339 8616
 F +65 6339 0252
 W www.ipos.gov.sg

²³ 名義人を特定可能な情報については、修正処理を行った。

As such, please submit a translation and transliteration document. This can be:

- (a) a photocopied extract from a Japanese-English dictionary (please also include a photocopy of the front cover of the dictionary);
- (b) a printed extract from an online dictionary;
- (c) a certified document from a certified translator or a translation company; or
- (d) a combination of any of the above.

We may also accept certified translations from persons who are not professional translators if the following conditions are met:

- (a) the name, designation and address of the translator are clearly stated;
- (b) the translator declares that he or she is proficient in English and Japanese;
- (c) the translator declares that the translation provided is full and accurate; and
- (d) the translation is signed by the translator.

For guidance as to how a translation and transliteration document not done by professional translators should be presented, please refer to the sample document on the Registry's website at <http://goo.gl/a1CjVx>.

6. Goods and/or services affected by the refusal:

This refusal applies to all the goods in Class of the international registration.

7. Request for review:

The holder of the international registration may file a request for a review of this refusal with IPOS.

The request for review must comply with the following:

- (a) quote the International Registration number, relevant trade mark number(s), corresponding class number(s) and Singapore reference number(s).
- (b) furnish an address for service in Singapore. The holder may appoint an agent by filing Form CM1.

Please note that any form(s) filed with the International Bureau of the World Intellectual Property Organization in response to this refusal, will not be treated as a request for a review of this refusal unless the above has been complied with.

8. Extension of time:

The holder may seek an extension of time to request for a review of this refusal by filing Form CM5.

Ideas Today. Assets Tomorrow.

Intellectual Property Office of Singapore
 51 Bras Basah Road
 #01-01 Manulife Centre
 Singapore 189554

T +65 6339 8818
 F +65 6339 0252
 W www.ipos.gov.sg

・(続き)
該当する
拒絶理由
の説明

・拒絶対象の
指定商品等

・再審査の
請求

・応答期間
の延長
請求

・IPOS の名称、
住所、電話、FAX、
ホームページア
ドレス

9. **Deadline to observe:**

If the holder does not file a request for review or apply for an extension of time to do so by [redacted] the application for the refused goods and/or services indicated in paragraph 6 of this refusal will be treated as withdrawn (reinstatable). Please refer to paragraph 10 for the reinstatement of an application that is treated as withdrawn (reinstatable).

・応答期限

10. **Reinstatement of an application that is treated as withdrawn (reinstatable):**

If the application for the refused goods and/or services indicated in paragraph 6 of this refusal becomes treated as withdrawn (reinstatable), the holder may request to reinstate the application by filing Form CM13 together with the request for review within six months from the deadline in paragraph 9.

Please note that reinstatement is not automatic. Reinstatement will be allowed only after we have conducted a new conflicting mark search and are satisfied that the mark to be reinstated does not conflict with any trade mark applications filed with IPOS prior to the filing of the required documents.

・回復の
請求

If the holder also does not request to reinstate the application in time, the application for goods and/or services that are not refused will proceed to publication.

11. **Forms and fees:**

The forms referred to in this provisional refusal and the relevant fees may be found at <https://www.ip2.sg/>.

・書式及び
費用

12. **Further refusal of protection:**

Please note that a further refusal of protection may result from an opposition, which may be filed after the expiry of 18 months from the date on which the Intellectual Property Office of Singapore was notified of the international registration. This applies to all goods and/or services claimed in the international registration.

・異議申立てによる
更なる拒絶通報の

This refusal is issued by:



・担当審査官の
氏名及び役職

Ideas Today. Assets Tomorrow.

Intellectual Property Office of Singapore
51 Bras Basah Road
#01-01 Manulife Centre
Singapore 189554

T +65 6339 8616
F +65 6339 0252
W www.ipos.gov.sg

PROVISIONS OF SINGAPORE LAW

TRADE MARKS (INTERNATIONAL REGISTRATION) RULES

Rule 11 Examination

2A) Where the mark to which the international registration relates contains or consists of a word or words in characters other than Roman or in a language other than English, the Registrar may require the holder to

- (a) file with the Registrar a translation in English to the satisfaction of the Registrar and, if the case requires, a transliteration in English to the satisfaction of the Registrar, of the word or words; and
- (b) indicate on the translation and the transliteration (if any) the language to which the word or words belong.

・シンガポール商標法等の
規定

Ideas Today. Assets Tomorrow.

Intellectual Property Office of Singapore
51 Bras Basah Road
#01-01 Manulife Centre
Singapore 189554

T +65 6339 8816
F +65 6339 0252
W www.ipos.gov.sg

(4) 暫定的拒絶通報の期間

暫定的拒絶通報に対する名義人の応答期間は、暫定的拒絶通報に記載されるが(商標国際登録規則 11(4))、通常、当該通報の日から4か月である。なお、当該応答期間は、シンガポール知的財産庁(IPOS)が暫定的拒絶通報を宣言した日から起算される²⁴。

名義人は、当該応答期間について、期間の延長を求めることができる。延長請求を行う場合、名義人は、応答期間が満了する前に、書式 CM5²⁵を提出する必要がある(商標国際登録規則 11(5))。また、初回又は2回目までの延長請求に関しては、手数料は不要であるが、3回目以降の延長請求に関しては、都度、50 シンガポールドルの支払いが求められる²⁶。なお、名義人は、当該延長請求に際し、現地代理人を選任する必要はない。

5. 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

(1) 現地代理人の必要性の有無

名義人は、暫定的拒絶通報への応答のため、現地代理人を選任する必要はない。

名義人は、シンガポール知的財産庁(IPOS)からの連絡等を受け取るためのシンガポール国内の住所を記録するため、暫定的拒絶通報への応答の際、書式 CM1²⁷を添付する必要がある。なお、書式 CM1 は、英語で記載される必要があるが、手数料の支払いは不要である。

²⁴ Work Manual Version1(IPOS, November 2015): 14 頁「8. PROVISIONAL REFUSAL OF PROTECTION OF INTERNATIONAL REGISTRATION / SUBSEQUENT DESIGNATION DESIGNATING SINGAPORE」

https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/infopacks/tm_work-manual_19-international-registration_nov2015.pdf (アクセス確認: 2019年2月25日)の下記記載に基づき、作成「The four-month deadline is calculated from the date of the Provisional Refusal.」

²⁵ FORM CM5: Request for Extension of Time

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/form-cm5---otcb6861877c2d0635fa1cdff0000abd271.pdf> (アクセス確認: 2019年1月17日)

²⁶ IPOS Trade Mark Resources: Forms & Fees → CM5

<https://www.ipos.gov.sg/resources/trade-mark> (アクセス確認: 2019年1月17日)

²⁷ FORM CM1: Request to Appoint, Change or Remove Agent

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/formcm1-otc8d741977c2d0635fa1cdff0000abd271.pdf> (アクセス確認: 2019年1月17日)

(2) 暫定的拒絶通報に対し直接応答しない場合又は直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

① 暫定的拒絶の通報に応答しない場合

暫定的拒絶通報の応答期間（延長期間を含む）内に、名義人が暫定的拒絶通報に応答しない場合、当該国際登録の領域指定の保護請求は取り下げられたものとみなされる（商標法 12 条(4A)）。

暫定的拒絶通報が指定商品等の一部のみに行われ、かつ、名義人が応答期間内に意見陳述を行わない等²⁸の場合、拒絶されていない指定商品等については、シンガポールにおいて保護される（商標国際登録規則 1 17(1)(a)(iii)）。この場合、国際登録の領域指定は、国際登録日（事後指定の場合には、事後指定の日）に、登録されたものとみなされる（商標国際登録規則 17(2)）。

② 直接応答後も拒絶理由が解消しない場合

名義人は、暫定的拒絶通報に応答したが、審査官により商標国際登録規則 5 の要件を満たさないと判断された場合、国際登録の領域指定の保護は拒絶される（商標法 12 条(4)、商標国際登録規則 5）。

審査官の決定については、シンガポール裁判所に訴えを提起することができる（商標法 75 条(2)(a)）。名義人は、訴えの提起に際し、審査官に対し、決定から 1 か月以内に審査官に決定の理由を示すよう請求することができる（商標規則 24(6)(a)、商標国際登録規則 34(1)）。なお、審査官は、請求から 2 か月以内に理由を開示しなければならない（商標規則 24(6)(b)、商標国際登録規則 34(1)）。

拒絶は、次の場合に確定する（商標国際登録規則 16(5)）。

- ・ 審査官又はシンガポール裁判所が、シンガポールにおける保護が請求された指定商品等の全部又は一部のみについて、拒絶を支持するか否かを決定し、その決定に対する訴えを提起する権利が満了した又は消尽した場合（商標国際登録規則 16(5)(a)）
- ・ 意見陳述又は答弁書が取り下げられた場合（商標国際登録規則 16(5)(b)）
- ・ 拒絶に対する手続が中止された又は放棄された場合（商標国際登録規則 16(5)(c)）

²⁸ 詳細は、本報告書「Ⅲ.シンガポール 4.審査(3) 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語）」を参照

(3) 再審査 (review / appeal) の請求

暫定的拒絶通報への応答後、名義人は、シンガポール知的財産庁 (IPOS) に対して再審査 (review / appeal) を請求することもできる。

(4) 情報提供

何人も、シンガポール知的財産庁 (IPOS) へ情報提供を行うことができる。情報提供は、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由のいずれを理由としてもよく、また、現地代理人によらずに行うことができる。一方で、法的効力は認められない。

なお、情報提供は、英語でなされる必要がある。

(5) その他、留意事項

暫定的拒絶通報の応答の際には、以下の点についても留意する。

- ・ WIPO 国際事務局への様式 MM6(E) (商品及び役務の一覧表の減縮に関する記録の申請) ²⁹の提出のみでは、応答としては不十分であると判断される可能性がある。そのため、様式 MM6(E)を提出した旨を審査官に通知しておくことが望ましい ³⁰。

6. 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

審査官は、国際登録が、その全部又は指定商品等の一部について商標国際登録規則 5 の要件を満たしていると判断した場合は、国際登録の詳細を商標公報 (Trade Marks eJOURNAL) に公告する (商標国際登録規則 12)。なお、商標公報は、シンガポール知的財産庁 (IPOS) が提供する IP2SG³¹からダウンロードすることができる。

公告後、何人も当該公告から 2 か月以内に異議申立てを行うことができる (商標国際登録規則 13(1))。

異議申立てがなされた場合、審査官は、公告から 5 か月以内に、WIPO 国際事務局に対して異議申立てに関する事項を記載した暫定的拒絶通報を行う (商標国際登録規

²⁹ MM6(E): REQUEST FOR THE RECORDING OF A LIMITATION OF THE LIST OF GOODS AND SERVICES
https://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/forms/docs/form_mm6-editable1.pdf (アクセス確認: 2019年1月17日)

³⁰ 現地代理人から得た情報に基づき、作成

³¹ IP2SG: Trade Marks eJOURNAL
<https://www.ip2.sg/RPS/WP/Publications/TradeMarks.aspx> (アクセス確認: 2019年1月17日)

則 13(6)、議定書共通規則 17(1))。

名義人による意見の陳述等により拒絶理由が解消し、暫定的拒絶通報が撤回された場合、又は拒絶理由が存在せず暫定的拒絶通報が行われなかった場合、国際登録は、領域指定したシンガポールにおいて保護される（商標国際登録規則 17(1)(a)(i)(ii)(iv)、同(b))。

7. 登録

(1) 登録簿

出願が認容され、異議申立てが所定の期間（商標法 13 条(2)）内になされない場合、商標は登録される（商標法 15 条(1)）。

国内法に基づく出願の場合、登録出願日が登録日とみなされるが（商標法 15 条(2)）、シンガポールを領域指定した国際登録出願については、国際登録日（事後指定の場合は、事後指定日）が登録日として取り扱われる（商標国際登録規則 17(2)）。

商標権の存続期間は、登録日（付与がなされた日）から起算して 10 年間であり（商標法 18 条(1)）、10 年ごとに更新が可能である（商標法 18 条(2)）。

(2) 登録証書の発行

シンガポールを領域指定した国際登録出願について、商標権による保護が認められた場合であっても、シンガポール知的財産庁（IPOS）が、登録証書を発行することはない。なお、シンガポール知的財産庁（IPOS）は、商標権の設定登録後、WIPO 国際事務局に対し、保護認容の声明（議定書共通規則 18 の 3(1)(2)）を送付する³²。

³² Work Manual Version1(IPOS, November 2015): 18~19 頁 「16.1 Statement of grant of protection where no notification of Provisional Refusal has been communicated」
https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/infopacks/tm_work-manual_19-international-registration_nov2015.pdf (アクセス確認: 2019 年 2 月 25 日)の下記記載に基づき、作成
「With effect from 1 September 2009, an Office which has examined an international registration in which it is designated and found no ground for refusal must issue a Statement of Grant of Protection (“Statement of Grant”). A Statement of Grant will be issued under this limb only if the mark is registered within the 18-month time limit from the date of notification of the international registration / subsequent designation. However, the Statement of Grant will not be issued where the mark is registered after the 18-month time limit as the international registration will be regarded as protected in Singapore.」

保護認容の声明の例は、次のとおりである³³。

①議定書共通規則 18 の 3(1)³⁴に基づく、保護認容声明の例



IPPOS
INTELLECTUAL PROPERTY
OFFICE OF SINGAPORE

In reply please quote our reference
Your reference [Redacted]
Our reference [Redacted]
Date [Redacted]
Writer's direct number [Redacted]

WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION
INTERNATIONAL REGISTRATIONS DEPARTMENT
34, CHEMIN DES COLOMBETTES, 1211 GENEVA 20
SWITZERLAND

Dear Sir/Madam

STATEMENT OF GRANT OF PROTECTION IN ACCORDANCE WITH RULE 18ter (1) OF THE COMMON REGULATIONS UNDER THE MADRID AGREEMENT AND PROTOCOL RELATING TO THE MADRID AGREEMENT CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF MARKS

- Office making the notification:**
Intellectual Property Office of Singapore
- International Registration Number:** [Redacted]
- Trade Mark Number(s) issued by the Intellectual Property Office of Singapore for this International Registration:**
Trade Mark Number: [Redacted]
Class No(s): [Redacted]
- Name of holder of the International Registration:** [Redacted]
- All procedures before the office have been completed. Protection is accordingly granted to the mark in respect of [Redacted] of the above international registration.
- Please note that the following is/are reflected in the National Register for [Redacted]:
[Redacted]
- For the purposes of rule 18 of the Singapore Trade Marks (International Registration) Rules, the registration procedure of the above international registration is deemed to be completed as of [Redacted]
- If you have any queries, please contact the writer. [Redacted]




INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE OF SINGAPORE
51 Bras Basah Road, #01-01 Marulife Centre, Singapore 189554
T +65 6339 8616 F +65 6339 0252 W www.ippos.gov.sg
A statutory board of the Ministry of Law
Page 1 of 2

・返信時の参照情報等

・WIPO 国際事務局の名称、担当部門の名称、住所

・議定書共通規則 18 の 3(1)に基づく、保護認容声明である旨の表示

・シンガポール出願番号
・区分

・名義人名

・上記区分に保護が与えられた旨の表示

・優先権主張による効果

・連絡先情報

³³ 名義人を特定可能な情報については、修正処理を行った。

³⁴ 暫定的拒絶通報がなされることなく、保護が認められた場合の声明



・(続き)
連絡先情報



INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE OF SINGAPORE
51 Bras Basah Road, #01-01 Marulife Centre, Singapore 189554
T +65 6339 6616 F +65 6339 0252 W www.ipos.gov.sg

A statutory board of the Ministry of Law

Page 2 of 2

②議定書共通規則 18 の 3(2)³⁵に基づく、保護認容声明の例

IPOS
INTELLECTUAL PROPERTY
OFFICE OF SINGAPORE

In reply please quote our reference
Your reference :
Our reference :
Date :
Writer's direct number :

WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION
INTERNATIONAL REGISTRATIONS DEPARTMENT
34, CHEMIN DES COLOMBETTES, 1211 GENEVA 20
SWITZERLAND

Dear Sir/Madam

STATEMENT OF GRANT OF PROTECTION IN ACCORDANCE WITH RULE 18ter (2) (ii) OF THE COMMON REGULATIONS UNDER THE MADRID AGREEMENT AND PROTOCOL RELATING TO THE MADRID AGREEMENT CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF MARKS

1. Office making the notification:
Intellectual Property Office of Singapore

2. International Registration Number:

3. Trade Mark Number(s) issued by the Intellectual Property Office of Singapore for this International Registration:
Trade Mark Number:
Class No(s):

4. Name of holder of the International Registration:

5. This is the Statement of Grant of Protection issued by the Intellectual Property Office of Singapore following provisional refusal(s) of protection dated .

6. Confirming the protection of the international registration as follows:-

Ideas Today. Assets Tomorrow.

Intellectual Property Office of Singapore
51 Bras Basah Road
#01-01 Manulife Centre
Singapore 189554

T +65 6339 8616
F +65 6339 0252
W www.ipos.gov.sg

Page 1 of 2

・〇〇日付の暫定的拒絶通報の拒絶理由が解消し、保護が与えられた旨の表示

・保護が与えられた区分の確認

³⁵ 暫定的拒絶通報がなされた後、拒絶理由を解消し、保護が認められた場合の声明



・(続き)
保護が与えられた区分の確認

7. Please note that the following is/are reflected in the National Register for [redacted]:



The transliteration of the Japanese characters in the mark is [redacted] meaning [redacted]

8. For the purposes of rule 18 of the Singapore Trade Marks (International Registration) Rules, the registration procedure of the above international registration is deemed to be completed as of [redacted]

9. If you have any queries, please contact the writer.



・標章が、ローマ字以外の文字等からなる場合の意味の表示

* 詳細は、本報告書「Ⅲ.シンガポール3.出願時の留意点(方式要件等)(6)文字」を参照

Ideas Today. Assets Tomorrow.

Intellectual Property Office of Singapore
51 Bras Basah Road
#01-01 Manulife Centre
Singapore 189554

T +65 6339 8616
F +65 6339 0252
W www.ipos.gov.sg

8. 登録後の注意事項

(1) 不使用等に基づく取消

シンガポールにて登録を認められた場合であっても、登録商標は、次の取消理由に該当する場合、請求により取り消される可能性が存在する（商標法 22 条(1)(5)、商標国際登録規則 18(1)）。

- ・登録手続完了日後 5 年以内に、登録された指定商品等について、登録商標が、商標権者等（商標権者から同意を得て使用する者を含む。以下、同様とする。）により、業として真正に使用されておらず、その不使用に正当な理由がない場合（商標法 22 条(1)(a)）
- ・登録商標の使用が継続して 5 年間にわたって中断し、不使用の正当な理由がない場合（商標法 22 条(1)(b)）
- ・商標権者の作為又は不作為の結果、登録商標が、登録された製品等の取引において、普通名称となった場合（商標法 22 条(1)(c)）
- ・登録された商品等について、商標権者等による使用の結果、特に商品等の性質、品質又は原産地に関して公衆を誤認させるおそれが生じた場合（商標法 22 条(1)(d)）

取消理由が登録された指定商品等の一部についてのみ存在する場合は、登録は、該当する指定商品等についてのみ取り消される（商標法 22 条(6)、商標国際登録規則 18(2)(d)）。

9. 異議

(1) 異議申立人としての立場からの留意事項

シンガポール知的財産庁 (IPOS) による審査の終了後、商標権による保護が与えられる前に、何人も、異議の申立てを行うことができる（商標国際登録規則 13(1)）。

異議の申立てに際しては、以下の点に留意する。

①申立人適格

当該申立ては、何人も行うことができる（商標国際登録規則 13(1)）。

②異議理由

以下のいずれかに該当する場合は、異議理由が存在すると判断される。

- ・絶対的拒絶理由（商標法 7 条）³⁶に該当する。
- ・相対的拒絶理由（商標法 8 条）³⁷に該当する。

③時期

当該申立てについては、商標公報における国際登録の公告日から起算して 2 か月間可能である（商標国際登録規則 13(1)）。

異議申立人は、当該申立て期間について、延長（最長で公告日から起算して 4 か月）を求めることができる（商標国際登録規則 13(4)(5)、商標規則 29(4)）。延長請求を行う場合、異議申立人は書式 TM48³⁸を提出する必要がある。

当該延長請求は、以下の内容を含める必要がある（商標国際登録規則 13(4)(5)、商標規則 29(4)）。

- ・期間延長を請求する理由
- ・期間延長により影響を受ける者の名称及び住所

また、延長請求はシンガポール知的財産庁（IPOS）に提出する他、名義人及びその他期間延長により影響を受ける全ての者に対し供しなければならない（商標国際登録規則 13(4)(5)、商標規則 29(3)(3A)）。

④手続

当該申立ては、シンガポール知的財産庁（IPOS）に対して行う。申立手続は、英語で書式 TM11³⁹により行う必要がある（商標国際登録規則 13(1)）。申立てには根拠となる異議理由の主張を含む必要がある（商標国際登録規則 13(4)(5)、商標規則 30(1)）。

異議申立人は、シンガポール知的財産庁（IPOS）からの連絡等を受け取るための

³⁶ 詳細は、本報告書「Ⅲ.シンガポール 4.審査(2)① 絶対的拒絶理由」を参照

³⁷ 詳細は、本報告書「Ⅲ.シンガポール 4.審査(2)② 相対的拒絶理由」を参照

³⁸ FORM TM48: Request For Extension of Time to File Notice of Opposition
<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/trade-mark-forms/form-tm48--otcfe201a77c2d0635fa1cdf0000abd271.pdf> (アクセス確認: 2019 年 1 月 17 日)

³⁹ FORM TM11: Notice of Opposition
<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/trade-mark-forms/form-tm11--otcc3201a77c2d0635fa1cdf0000abd271.pdf> (アクセス確認: 2019 年 1 月 17 日)

シンガポール国内の住所を上記 TM11 に記載し（商標国際登録規則 13(2)）、所定の手数料（1 区分ごとに 374 シンガポールドル⁴⁰）の支払いを行う必要がある。

（２）名義人としての立場からの留意事項

異議申立てがなされた場合、審査官は、公告から 5 か月以内に異議申立てに関する事項を記載した暫定的拒絶通報を行う（商標国際登録規則 13(6)）。

名義人は、以下の点に留意する。

①時期

名義人は、異議申立てに基づく暫定的拒絶通報が行われた日から起算して 4 か月以内に、当該通報に対して応答する必要がある（商標国際登録規則 14(1)）。

名義人は、当該応答期間について延長（最長で暫定的拒絶通報が行われた日から起算して 6 か月）を求めることができる（商標国際登録規則 14(5)）。延長請求を行う場合、名義人は書式 HC3⁴¹を提出する必要がある（商標国際登録規則 14(4)(a)）。

当該延長請求は、以下の内容を含める必要がある（商標国際登録規則 14(4)(b)）。

- ・ 延長期間を請求する理由
- ・ 期間延長により影響を受ける者の名称及び住所

また、延長請求に際し、名義人は、申立人及び期間延長により影響を受ける全ての者に対し、延長請求の写しを供しなければならない（商標国際登録規則 14(4A)）。

なお、延長請求を行う場合、その内容に応じて所定の手数料⁴²の支払いを求められる場合がある。

②手続

名義人は、異議申立てに基づく暫定的拒絶通報への応答のため、現地代理人を選任する必要はない。

⁴⁰ IPOS Trade Mark Resources: Forms & Fees → TM11

<https://www.ipos.gov.sg/resources/trade-mark> (アクセス確認: 2019 年 1 月 17 日)

⁴¹ FORM HC3: Request for Extension of Time:

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/form-hc3---otc19791877c2d0635fa1cdf0000abd271.pdf>

(アクセス確認: 2019 年 1 月 17 日)

⁴² IPOS Trade Mark Resources: Forms & Fees → HC3

<https://www.ipos.gov.sg/resources/trade-mark> (アクセス確認: 2019 年 1 月 17 日)

名義人は、シンガポール知的財産庁 (IPOS) からの連絡等を受け取るためのシンガポール国内の住所を記録するため、暫定的拒絶通報への応答の際、答弁理由 (counter-statement) とともに書式 HC6⁴³を提出する必要がある (商標国際登録規則 14(1)(a)、同(b))。

答弁理由には、以下の内容を含まなければならない(商標国際登録規則 14(1)(a))。

- ・シンガポールを領域指定した国際登録を支持する根拠
- ・異議申立てにより主張された事実のうち、名義人が認める事実が存在する場合には、その旨

書式 HC6 は、英語で記載される必要がある。また、所定の手数料 (1 区分ごとに 360 シンガポールドル⁴⁴) の支払いが求められる。

なお、名義人又は異議申立人は、当該申立てによりなされた決定について、シンガポール裁判所に対し訴えを提起することができる。

10. 無効手続等

(1) 無効手続

シンガポールにて登録を認められた商標について、何人も、無効手続を請求することが可能である (商標法 23 条(1)(3)(5)、商標国際登録規則 18(1))。

無効手続に際しては、以下の点に留意する。

①請求人適格

当該手続は、何人も請求することができる (商標法 23 条(5))。

②無効理由

以下のいずれかに該当する場合は、無効理由が存在すると判断される (商標法 23 条)。

⁴³ FORM HC6: Counter-statement

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/form-hc6---otc79791877c2d0635fa1cdf0000abd271.pdf> (アクセス確認: 2019 年 1 月 17 日)

⁴⁴ IPOS Trade Mark Resources: Forms & Fees → HC6

<https://www.ipos.gov.sg/resources/trade-mark> (アクセス確認: 2019 年 1 月 17 日)

- ・ 絶対的拒絶理由（商標法 7 条）⁴⁵に該当する場合（商標法 23 条(1)）
- ・ 相対的拒絶理由（商標法 8 条）⁴⁶に該当する場合（商標法 23 条(3)）
- ・ 商標登録が詐欺等により得られた場合（商標法 23 条(4)）

③時期

当該手続については、商標の登録後、原則いつでも請求することができる。なお、無効理由が、商標法 7 条(7)、同 8 条(3)又は同 8 条(4)に該当する場合、当該期間は制限される（商標法 23 条(6)⁴⁷(7)⁴⁸）。

④手続

当該手続は、シンガポール知的財産庁（IPOS）又はシンガポール裁判所のいずれかに対して行う（商標法 23 条(5)）。

請求人は、当該請求に際し、シンガポール知的財産庁（IPOS）等に対し、無効理由に基づく主張とともに書式 TM28⁴⁹を提出する必要がある（商標規則 57(1)(b)、商標国際登録規則 18(3)）。また、請求人は、シンガポール知的財産庁（IPOS）への請求と同時に、書式 TM28 の写しを商標権者に対して提供しなければならない（商標規則 57(3)、商標国際登録規則 18(3)）。

なお、代理人（代理権の設定）は必要とはされない。

⑤効果

当該手続にて、無効と判断された場合、商標権は、その範囲において初めから存在しなかったものとみなされる（商標法 23 条(10)、商標国際登録規則 18(4)(b)）。なお、当該効果は、過去となった又は終了した取引については及ばない（商標法 23

⁴⁵ 詳細は、本報告書「Ⅲ.シンガポール 4.審査(2)① 絶対的拒絶理由」を参照

⁴⁶ 詳細は、本報告書「Ⅲ.シンガポール 4.審査(2)② 相対的拒絶理由」を参照

⁴⁷ 商標法 23 条(6): 第 7 条(7)に違反したという理由で商標登録の無効の宣言を求める申請は、次のうちいずれか早い方から 5 年の経過後は行ってはならない。(a)登録手続の完了日、又は(b)登録出願人又はその前権利者による商標の使用がシンガポールにおいて公知となった日。ただし、当該申請人が、商標登録が悪意で出願されたことを示した場合はその限りでない。

⁴⁸ 商標法 23 条(7): 第 8 条(3)若しくは(4)に定める条件が適用される先の商標があるという理由による、商標の登録無効の宣言の請求は、(a)2004 年 7 月 1 日以降 5 年間又は登録手続の完了日から 5 年間のいずれかのうち遅い日以降には、提出することができない。ただし、宣言の請求人が次を示した場合はその限りではない。(i)後の商標の登録が悪意で出願されたこと、又は(ii)後の商標が使用されることがないこと、並びに(b)後の商標が、先の商標がシンガポールで周知商標になる前に出願された場合は認められない。ただし、宣言の請求人が後の商標が悪意で出願されたことを示すことができる場合はその限りではない。

⁴⁹ FORM TM28: Application for Revocation/Invalidation/Rectification

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/trade-mark-forms/form-tm28--otce2201a77c2d0635falcdff0000abd271.pdf> (アクセス確認: 2019 年 1 月 17 日)

条(10)、商標国際登録規則 18(4)(b))。

無効理由が、商標登録がなされた商品又は役務の一部にのみ存在する場合は、該当する商品等に関してのみ無効が宣告される（商標法 23 条(9)、商標国際登録規則 18(2)(e)）。

なお、当該無効手続によりなされた決定については、28 日以内に、シンガポール裁判所に対し訴えを提起することが可能である。

1 1. 権利行使

(1) 権利の発生時期、条件

商標権は、該当する商標がシンガポール知的財産庁 (IPOS) に登録されることで発生する（商標法 26 条(1)(4)）。

以下の場合、商標権の侵害に該当する（商標法 27 条(1)(2)(3)）。

- ・登録商標所有者の同意なく、取引において、登録商標と同一の標章を、登録商標の指定商品又は役務と同一の商品又は役務に使用する場合（商標法 27 条(1)）
- ・登録商標所有者の同意なく、取引において、(a)登録商標と同一の標章を、登録商標の指定商品又は役務と類似した商品又は役務に使用し、又は(b)登録商標と類似の標章を、登録商標の指定商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務に使用し、公衆に混同を生じるおそれがある場合（商標法 27 条(2)）
- ・シンガポールにおいて広く知られている登録商標について、登録商標所有者の同意なく、取引において、登録商標と同一又は類似の標章を、登録商標の指定商品又は役務に類似しない商品又は役務に使用し、当該商品及び役務と登録商標所有者のつながりが示され、公衆に混同を生じるおそれがあり、登録商標所有者の利益が害されるおそれがある場合（商標法 27 条(3)）

「使用」とは、(a)商品又は包装に標章を付すること、(b)標章の下に商品の販売の申し出若しくは展示を行い、市場におき、これらのために保管し、又は役務を提供する行為、(c)標章の下に商品を輸入し又は輸出する行為、(d)送り状、ワインリスト、カタログ、業務用書簡、業務用書類、価格表その他の商業用書類等に標章を使用すること、(e)標章を広告宣伝に利用することをいう（商標法 27 条(4)）。

なお、商標権者又はその同意を得た者（条件付き若しくはその他）による、シンガポール国内又は国外で市場において商品に関連する商標の使用によっては、登録商標の商標権の侵害とはならない（商標法 29 条）。

（2）侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

商標権者は、侵害訴訟において、次の救済を求めることができる（商標法 31 条(2)）。

- ・差止（商標法 31 条(2)(a)）
- ・損害賠償（商標法 31 条(2)(b)）
- ・利益返還（商標法 31 条(2)(c)）
- ・法定賠償（偽造商標に限る）（商標法 31 条(2)(d)、商標法 31 条(5)）

損害賠償、利益返還、法定賠償は、択一であり、重複して請求することはできない（商標法 31 条(4)）。ただし、損害賠償請求で考慮されなかった部分についての利益返還の請求は、可能である（商標法 31 条(3)）。

偽造商標による侵害の場合には、当該偽造商標が使用された商品又は役務の種類ごとに 10 万シンガポールドル以下（商標法 31 条(5)(c)(i)）、かつ、実際の損害が 100 万シンガポールドルを超えていることを証明した場合を除き、総額 100 万シンガポールドル以下（商標法 31 条(5)(c)(ii)）の法定賠償を請求することができる（商標法 31 条(5)）。

損害額の決定に当たっては、以下の内容が考慮される（商標法 31 条(6)）。

- ・登録商標の侵害の凶悪性（商標法 31 条(6)(a)）
- ・侵害により原告が受けた又は受けるおそれのある損失（商標法 31 条(6)(b)）
- ・侵害により被告に生じたと認められる利益（商標法 31 条(6)(c)）
- ・その他の類似の侵害事例を防止する必要性（商標法 31 条(6)(d)）、及び、
- ・その他の全ての関連事項（商標法 31 条(6)(e)）

1 2. マドリッド協定議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

（1）国際登録による国内登録の代替

シンガポールを領域指定した国際登録出願の名義人は、シンガポール知的財産庁（IPOS）に対し、国際登録による国内登録の代替（replacement）（議定書 4 条の

2) を求めることができる。名義人は、当該請求を行う際、書式 MP2⁵⁰を提出する必要がある。

書式 MP2 は、英語で記載される必要があるが、手数料の支払いは不要である。
また、代理人（代理権の設定）も必要ではない。

なお、名義人が書式 MP2 により代替を請求した場合、登録簿にその旨が記載される（商標国際登録規則 26(5)）。

（2）国際登録の国内出願への変更

シンガポールを領域指定した国際登録出願の名義人は、国際登録の従属性により国際登録簿に記録された商品又は役務が取り消された場合（セントラルアタック⁵¹）、シンガポール知的財産庁（IPOS）に対し、国際登録の国内出願への変更（transformation）（議定書 9 条の 5）を求めることができる。名義人は、当該請求を行う際、書式 MP1⁵²を提出する必要がある。

書式 MP1 は、英語で記載される必要がある。書式 MP1 を提出する場合、名義人は、所定の手数料（1 区分ごとに 341 シンガポールドル⁵³）を支払う必要がある。

当該手続を行うに際し、代理人（代理権の設定）は必要とはされない。

なお、変更を求める国際登録がシンガポールにて既に登録されていた場合、シンガポール知的財産庁（IPOS）が、再度の審査及び再度の公開を行うことはない。

1 3. マドリッド協定議定書に関する宣言

（1）手数料（個別手数料の宣言の有無等）

シンガポールでは、個別手数料（individual fee）の支払を受けることを希望する旨の宣言（議定書 8 条(7)(a)）がなされている。具体的には、名義人は、シンガポールについて領域指定又は事後指定を行う場合、1 区分ごとに 242 スイスフランの個別手数料の支払いが求められる。また、更新時は、1 区分ごとに 270 スイスフラン

⁵⁰ FORM MP2: REQUEST TO REPLACE SINGAPORE NATIONAL REGISTRATION WITH INTERNATIONAL REGISTRATION

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/ipos-forms-in-relation-to-international-registrations/form-mp2.doc?sfvrsn=2> (アクセス確認: 2019 年 1 月 17 日)

⁵¹ マドリッド協定議定書の制度等に関する質問, 国際登録の従属性(セントラルアタック)について (日本国特許庁):

https://www.ipo.go.jp/seido/s_shouhyou/madopro_qanda.htm#a3-1 (アクセス確認: 2019 年 1 月 17 日)

⁵² FORM MP1: REQUEST TO TRANSFORM AN INTERNATIONAL REGISTRATION INTO NATIONAL APPLICATION

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/ipos-forms-in-relation-to-international-registrations/form-mp1.doc?sfvrsn=2> (アクセス確認: 2019 年 1 月 17 日)

⁵³ IPOS Trade Mark Resources: Forms & Fees → MP1

<https://www.ipos.gov.sg/resources/trade-mark> (アクセス確認: 2019 年 1 月 17 日)

の個別手数料の支払いが求められる。個別手数料についての最新情報は、WIPO 国際事務局の Individual Fees under the Madrid Protocol⁵⁴にて確認することができる。

なお、シンガポールでは、シンガポール知的財産庁 (IPOS) が手数料を徴収等することを認める旨の通報 (議定書共通規則 34(2)(b)) もなされている。

(2) 暫定的拒絶通報期間 (18 か月) に関する宣言

シンガポールでは、暫定的拒絶通報の期間を 18 か月とする旨の宣言 (議定書 5 条(2)(b)) がなされ、また、当該宣言において、当該期間経過後においても異議申立ての結果に基づく暫定的拒絶通報が行われることがある旨が明示 (議定書 5 条(2)(c)) されている。

(3) 使用意思の宣言

シンガポールでは、標章を使用する意思の宣言書を要求する旨の通報 (議定書共通規則 7(2)) がなされている。そのため、名義人は、出願時に標章の使用意思の宣言を行う必要がある。なお、名義人は、MM2(E)第 11 欄にて、シンガポールを指定することにより、当該国における使用意思を宣言することができる⁵⁵。

(4) ライセンスに関する宣言

シンガポールでは、国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言 (議定書共通規則 20 の 2(6)) がなされている。

1 4. シンガポールの特徴的な制度

(1) 連続商標制度

シンガポールにおいては、連続商標 (要部が類似しており、商標の同一性に実質的な影響を及ぼさない識別性のない部分のみが相違している複数の商標を一つの出願として登録する制度をいう。) の登録制度が存在する (商標法 17 条)。

⁵⁴ WIPO Individual Fees under the Madrid Protocol:

http://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html (アクセス確認: 2019 年 1 月 17 日)

⁵⁵ MM2(E)(参考訳 JPO): 第 11 欄脚注 2 「ブルネイ、インド、アイルランド、レソト、モザンビーク、ニュージールランド、シンガポール、又は英国を指定する事により、出願人はこれらの国において標章を当該出願にかかる商標又は役務について同人又は同人の承諾により使用する意思を宣言することとなる。」

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/madopro0218/form_mm2_sankouyaku.pdf (2019 年 2 月 25 日)

なお、国際登録出願の場合、本制度を利用し、連続商標として出願することはできない。ただし、他国⁵⁶において連続商標として出願した商標のうちの一について国際登録出願を行うことは、実務上、許容されている可能性がある⁵⁷。

⁵⁶ 英国、オーストラリア、ニュージーランド等においても、同様の制度が存在する。

⁵⁷ 現地代理人から得た情報による。

15. シンガポール知的財産庁 (IPOS) のウェブサイト等から入手可能な情報

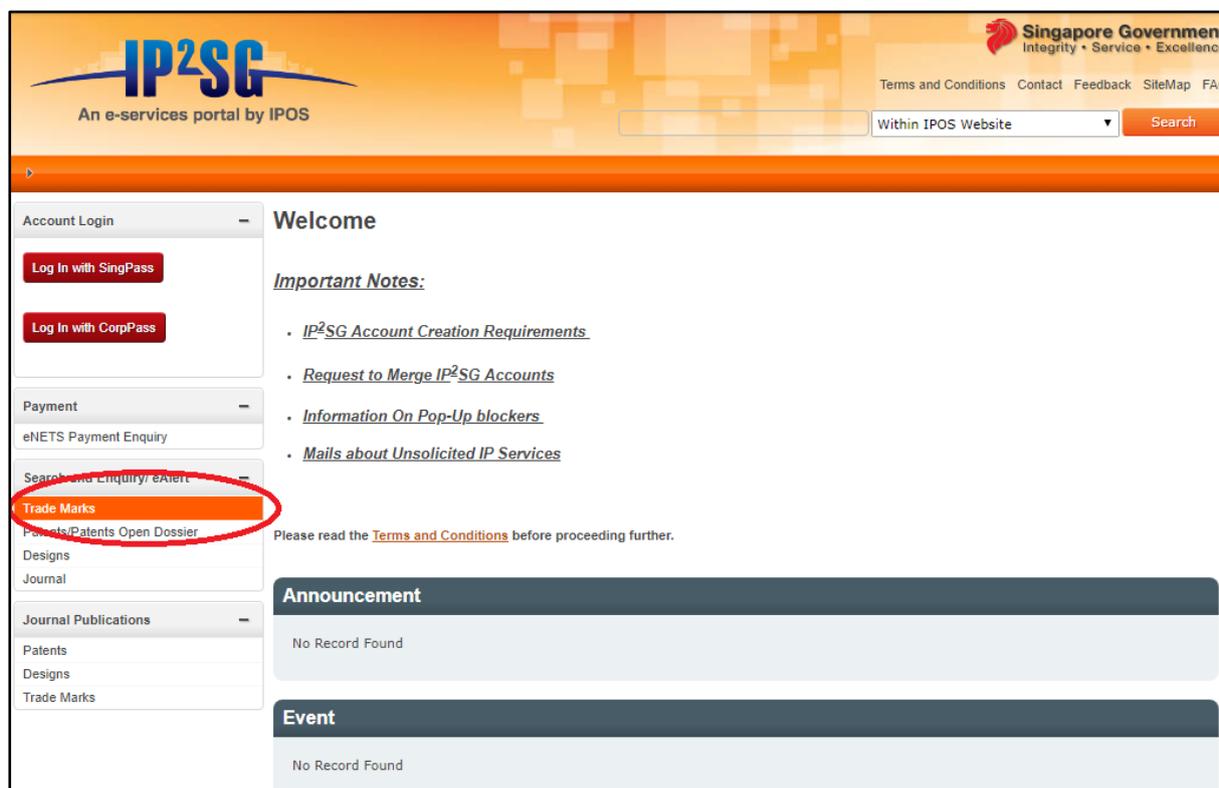
(1) シンガポール商標検索システム (IP2SG)

参照アドレス : <https://www.ip2.sg/>⁵⁸

検索手順 :

— 検索手順 1

IP2SG のトップページを開き、左中央にある「Search and Enquiry/ eAlert」欄の「Trade Marks」をクリックする。



⁵⁸ アクセス確認: 2019年1月17日

一 検索手順 2

検索方法を以下の 3 種類の中から選択する。

- Fast Search (キーワードによる検索)
- Simple Search (出願番号、出願日、出願人名等による検索)
- Boolean Search (演算子による検索)

ここでは、「Simple Search」を選択し、「Search Type」である IP をクリックする。

The screenshot displays the IP2SG Patents Open Dossier (POD) search interface. At the top, the IP2SG logo is visible, along with the Singapore Government logo and navigation links. The main content area features the POD logo and the text "PATENTS OPEN DOSSIER Available for access starting from 24 July 2017". Below this, there are links for guidelines and pop-up blockers. The search options are displayed as follows:

- Search Method: Fast Search, **Simple Search** (circled in red), Boolean Search
- Search Type: **IP** (circled in red), Journals, Trade Marks Classification of Goods or Services, Trade Marks Similar Mark, Patents Abstract and Specification, Design International Registrations

「Search Category」欄の、「Trade Marks」をクリックする。

The screenshot shows the IP2SG Patents Open Dossier (POD) search interface. The page header includes the IP2SG logo and the Singapore Government logo. The main content area is titled "Patents Open Dossier/Public Search and Enquiry/eAlert". The search type is set to "IP". Under the "Search Category" section, the "Trade Marks" option is selected and circled in red. The search form includes fields for Application No., Filing Date (From and To), Applicant / Proprietor Name, Agent Name, and Case No. A captcha is also present at the bottom of the form.

「Additional Information for Trade Marks」欄にて、検索条件の設定を行う。

ここでは、例として以下の条件にて検索を行う。

- Form of Application (出願の形式) : All (全て)
- Non-conventional Mark Type (非伝統的商標) : 3-dimensional shape (立体形状)
- Application Status (出願状況) : Registered (登録)

人間と機械の判別のため、「Captcha」欄に、表示された文字を入力し、「Search」ボタンをクリックする。

Additional Information for Trade Marks

Form of Application All
 National International Registration Designating Singapore

International Registration No.

Class No.

Mark Please Select... Contains

Transliteration

Translation

Chinese Character

Phonetic Equivalent

Application Type All Application Type
 Certification Mark
 Collective Mark
 Trade Mark
 Logogram
 Article 6ter

Basic Mark on which International Application is Based YES

Non-conventional Mark Type All Non-conventional Mark Type
 3-dimensional shape
 Colour(s) as a Trade Mark
 Hologram Mark
 Movement Mark
 Sound Mark
 Other non-conventional Mark

Application Status All Status
Click [here](#) for Glossary of IP Status and Case Status.
 Abandoned
 Cancelled
 Expired
 Pending (Formalities Check)
 Pending (Under Examination)
 Refused
 Registration Deemed Never Made
 Removed (Restoration Pending)
 Revoked
 Treated As Withdrawn
 Treated As Withdrawn (Reinstatement Pending)
 Application Received
 Divided
 Expired (Late Renewal Possible)
 Pending (Published)
 Recorded
 Registered
 Removed
 Removed (Restoration Possible)
 Split (Partially Assigned)
 Treated As Withdrawn (Reinstatable)
 Withdrawn

Publication Date From To (dd/mm/yyyy)

Priority Claim Date From To (dd/mm/yyyy)

Journal Date From To (dd/mm/yyyy)

Sole Proprietor / Partnership Name

Browsing Option Image Only

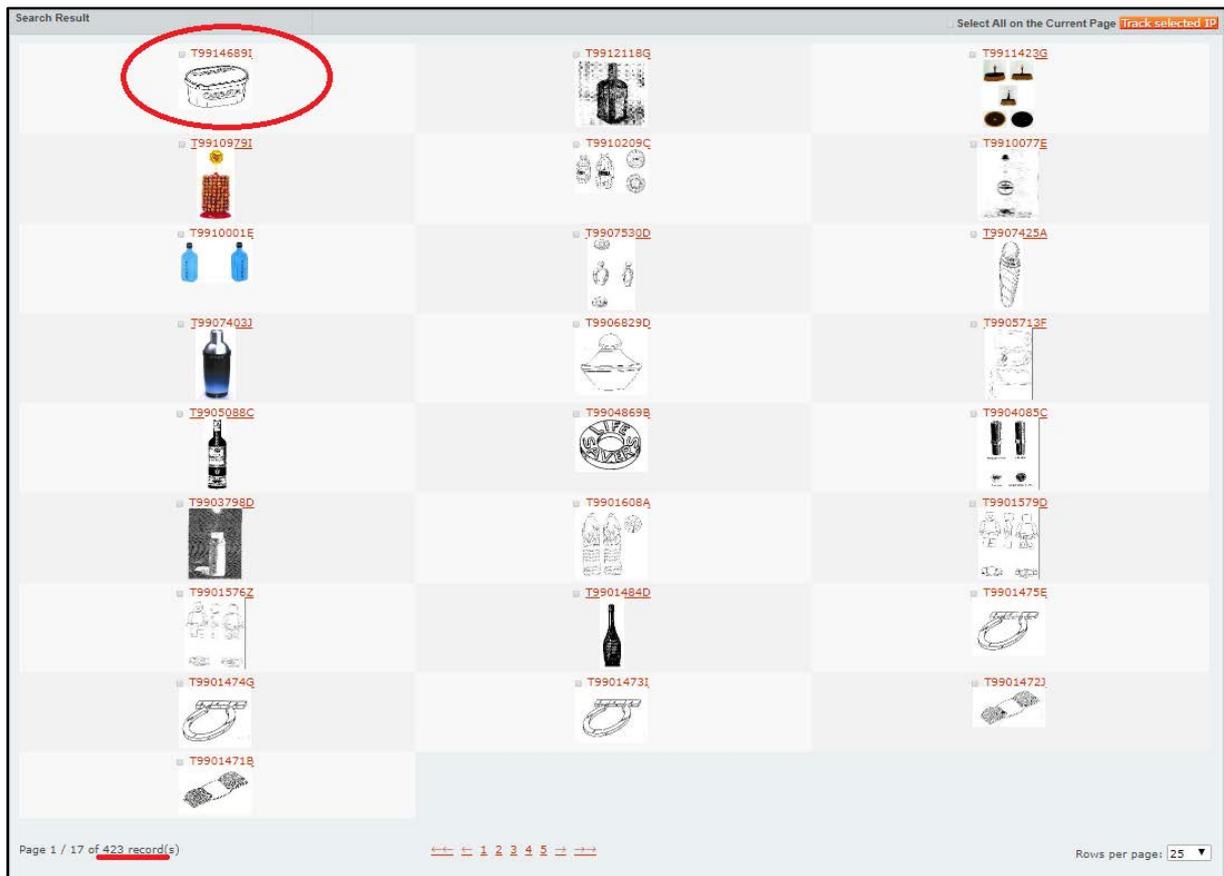
Captcha* - Valid Captcha Text

一 検索手順 3

条件（ここでは、「3-dimensional shape（立体形状）」かつ「Registered（登録）」）に該当する登録商標が、「Search」ボタンの下に表示される。

また、画面左下に、そのヒット件数（423件）が表示される。

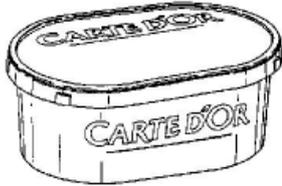
各登録商標の上部に表示されている登録番号（Trade Mark No.）をクリックすると、該当する案件の詳細情報を閲覧することができる。



主な表示項目

- Application Type (出願の種別)
- Trade Mark Type (商標の種別)
- Description of Particular Feature(s) of Mark (標章の特徴の説明)
- Application Date (出願日)
- Date of Completion of Registration Procedure (登録手続完了日)
- Publication Date (公開日)

The screenshot displays the IP2SG website interface. At the top, there is a navigation bar with the IP2SG logo and the text 'An e-services portal by IPOB'. To the right, there are links for 'Terms and Conditions', 'Contact', 'Feedback', 'SiteMap', and 'FAQ'. Below this is a search bar with the text 'Within 100s Wah' and a 'Search' button. The main content area is titled 'Details of Mark' and includes a 'Print' and 'Close' button. The trade mark details are as follows:

Trade Mark No.	T9914689I
Trade Mark Image	
- National	
Application Type	Trade Mark
Trade Mark Type	3-dimensional shape, Aspect of packaging
Description of Particular Feature(s) of Mark	The trade mark consists of a 3D shape of the packaging of the goods with the words "Carte D'or" appearing thereon.
Converted Application	No
Application Date	15/12/1999
Mark Status (unless otherwise indicated below)	Registered
Mark Status Date	15/12/1999
Status Update Date	
Date of Completion of Registration Procedure	30/03/2004
Expiry Date (unless otherwise indicated below)	15/12/2019
Publication Date	07/06/2002
Transformation Application under Madrid Protocol	
Replacement Application under Madrid Protocol	

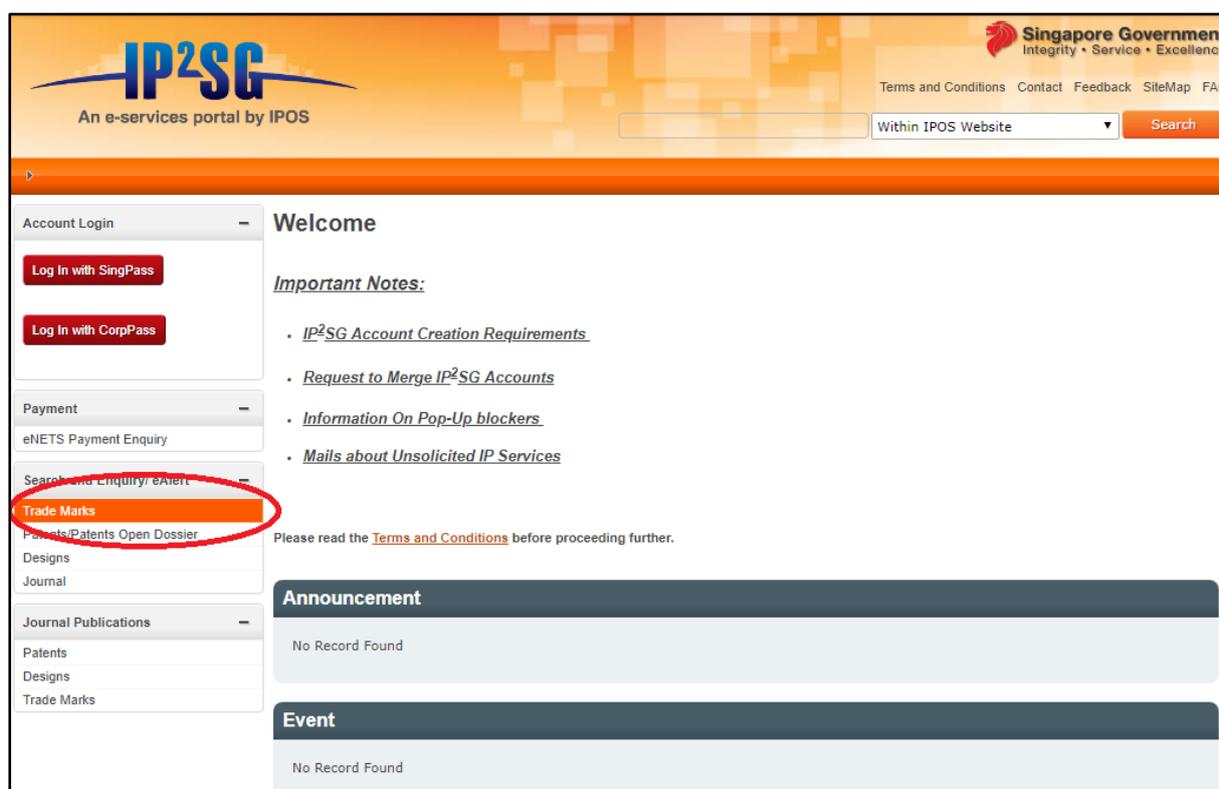
(2) シンガポールにおいて有効な指定商品等を確認するサイト (IP2SG)

参照アドレス : <https://www.ip2.sg/>⁵⁹

確認手順 :

— 確認手順 1

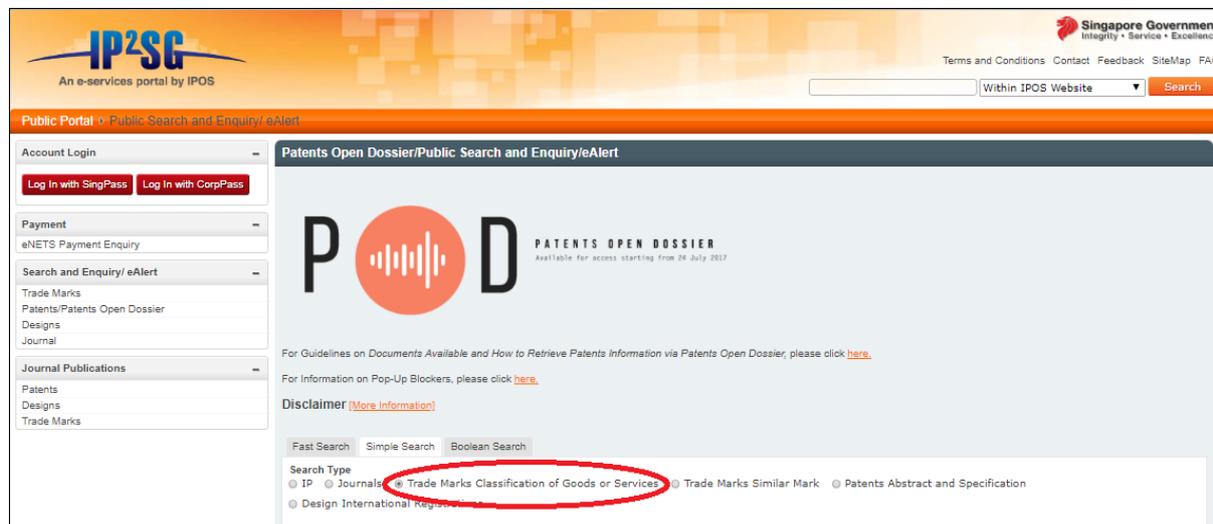
商標検索と同様、IP2SG のトップページを開き、左中央にある「Search and Enquiry/ eAlert」欄の「Trade Marks」をクリックする。



⁵⁹ アクセス確認: 2019年1月17日

一 確認手順 2

「Simple Search」を選択し、「Search Type」である「Trade Marks Classification of Goods or Services（商品又は役務の分類）」をクリックする。



一 確認手順 3

本画面にて、検索条件（「商品又は役務の分類」と「Source（情報源）」）の設定を行う。

「Source（情報源）」の項目では、ASEAN TMclass（ASEAN 商標分類）、IPOS List（シンガポール知的財産庁（IPOS）によるリスト）、Nice Classification（ニース国際分類）、TM5 ID List（TM5 パートナー庁⁶⁰によるリスト）のうちのいずれかを選択することもできる。

ここでは例として、以下の条件にて検索を行う。

- ・ Class No.（分類番号）： 01
- ・ Source（情報源）： All（全て）

人間と機械の判別のため、「Captcha」欄に、表示された文字を入力し、「Search」ボタンをクリックする。

The screenshot shows a search criteria form with several sections. Red circles and arrows highlight specific elements:

- Class No.:** The 'All' radio button is circled in red.
- Source:** The 'All' radio button is circled in red.
- Captcha*:** A red box highlights the input field, and a red arrow points from it to the 'Search' button.
- Search:** The 'Search' button is circled in red.

The form includes a 'General Notes' section with four numbered points, a 'Class No.' section with radio buttons for 'All', 'All Goods', and 'All Services' and checkboxes for classes 01-45, a 'Source' section with radio buttons for 'All', 'ASEAN TMclass', 'IPOS List', 'Nice Classification', and 'TMS ID List', a 'Search Criteria' section with a text input field and three numbered notes, and a 'Captcha*' section with a text input field and a 'Clear' button.

⁶⁰ 日本国特許庁、米国特許商標庁、欧州連合知的財産庁、中国国家知識産権局、韓国特許庁が該当

該当する商品又は役務について、「Search」ボタンの下にアルファベット順で表示される。

また、画面の冒頭左上にヒット件数（3697件）が表示される。

Search Result		
1 class(es) found		
Class 01 - Number of Matches : 3697		
Goods/Services	Class No.	Source
Absorbent granules of synthetic materials for liquids	01	IPOS List
Absorbent graphite	01	IPOS List
Absorbents [synthetic materials]	01	IPOS List
Absorbents [synthetic materials] for soaking up liquids	01	IPOS List
Absorbents derived from silica	01	IPOS List
Absorbents for cleaning solvents	01	IPOS List
Absorption agents	01	IPOS List
Accelerators for organic chemical reactions	01	IPOS List
Accelerators for speeding up chemical reactions	01	IPOS List
Accelerators for speeding up the setting of concrete	01	IPOS List
Acetal	01	ASEAN TMclass , TM5 ID List
Acetaldehyde (ethanal)	01	TM5 ID List
Acetanilide	01	ASEAN TMclass , TM5 ID List
Acetate esters	01	IPOS List
Acetate of cellulose, unprocessed	01	ASEAN TMclass , TM5 ID List , IPOS List , Nice Classification
Acetates	01	TM5 ID List

以上